

貸与奨学金適格認定 ～3つの要素～

適格認定には、3つの要素に着目した基準があります。この3つの要素に基づき定められた細目に照らし、段階的に分けた区分の判定を行います。

人物

生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしいこと。
奨学金の返還義務について十分理解していること。

学業

おおむね標準的な単位の修得、科目の履修を行っていること。
学修の意欲があり、確実に卒業又は修了できる見込みがあること。

経済状況

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

貸与奨学金適格認定 ～認定区分～

学校は前項3つの要素に基づいて、奨学金貸与の継続可否などを下表の区分に応じて判断します。

認定区分	処置（どうなるか）	4月以降の振込み
廃止	貸与奨学金の交付を取り止めます。 （奨学生の資格を失います）	振り込まれません
停止	貸与奨学金の交付を停止します。 （学業成績が回復した場合は「復活」できることがあります。）	
警告	貸与奨学金の交付は継続します。 （学業成績が回復しない場合は「廃止」または「停止」となることがあります）	振り込まれます
継続	貸与奨学金の交付を継続します。	

貸与奨学金適格認定 ～学業基準～

学校は下表の基準に基づいて、奨学金貸与の継続可否を判断します。

認定区分	基準
廃止	<ul style="list-style-type: none">・当年度の修得単位数が皆無または標準修得単位数の1割以下の者・貸与奨学金継続願を提出しなかった者
停止	<ul style="list-style-type: none">・停学その他の処分を受けた者・学校内外の規律を乱し、貸与奨学金の交付を停止させることが適当である者
警告	<ul style="list-style-type: none">・当年度の修得単位数が標準修得単位数の5割以下の者
継続	<ul style="list-style-type: none">・廃止、停止、又は警告に該当しない者